

# 日本青年心理学会会則

制定 1993年11月24日  
最近改正 2019年12月21日

## 総 則

第1条 本会は「日本青年心理学会（欧文,Japan Society of Youth and Adolescent Psychology）」と称する。

第2条 本会は、当分の間事務局を、東京都世田谷区北烏山 8-19-1 日本女子体育大学に置く。

## 目的と事業

第3条 本会は、青年期および青年心理学に関連した領域の研究、実践の発展に貢献し、あわせて会員相互の研修・交流を図ることを目的とする。

第4条 本会は、上記の目的を達するために次の事業を行う。

- ・会員の研究促進を目的とする大会などの開催。
- ・機関誌「青年心理学研究」、 「ニューズレター」などの発刊。
- ・会員が本会の組織、運営に関して協議する総会の開催。
- ・その他、国際交流、ワークショップ、シンポジウム、地域研究会など、本会の目的を達成するために必要な事業。

## 会 員

第5条 本会の会員は、正会員、名誉会員、終身会員、海外会員および賛助会員とする。

2 正会員は本会の目的に賛同し、常任理事会の承認を得て、所定の会費を納入したものである。また、退会しようとするものは、その旨を事務局に申し出、常任理事会の承認を経て、当該年度をもって退会とする。

3 名誉会員は本会の運営に功績のあったもので、理事会が推薦し、総会の承認を得たものである。

4 終身会員は満75歳以上、かつ正会員在籍年数20年以上の正会員で、本人の申し出により、あるいは正会員から本人の了承を確認しての推薦により、理事会の承認を得たものである。

5 海外会員は、連絡先を日本国外に置く外国籍の個人会員をその対象とし、本会の目的に賛同し、常任理事会の承認を得て、所定の会費を納入したものである。

6 賛助会員は本会の事業に財政的援助をなしたもので、常任理事会の承認を得たものである。ただし、賛助会員は機関誌ならびに大会において研究を発表することはできない。

## 組織および運営

第6条 本会の事業を運営するために次の役員をおく。

- ・理事長 1名
- ・常任理事 若干名
- ・理 事 若干名
- ・監 事 2名

2 理事は正会員および名誉会員が互選し、本会の事業の運営にあたる。

3 理事長は理事が互選し、本会を代表する。

理事長は常任理事を兼ね、理事会および常任理事会を招集する。

- 4 常任理事は理事が互選し、理事会の委託を受けて、本会の会務を執行する。
- 5 監事は正会員および名誉会員が互選し、本会の会計を監査する。
- 6 役員の任期はすべて3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 会務遂行のため、理事長は常任理事会の議を経て、常任理事若干名を指名することができる。
- 8 理事長は常任理事会の議を経て、常任理事の中から次の担当常任理事を指名する。

機関誌編集委員会

広報・ニューズレター編集委員会

研究委員会

大会

事務局

出版企画委員会

国際交流委員会

- 9 事務局担当常任理事は事務局長を兼ねる。

事務局は事務局長の所属機関におく。

第7条 機関誌の編集のため、理事長は常任理事会の議を経て、機関誌編集委員会委員を委嘱する。

第8条 広報・ニューズレター編集のため、理事長は常任理事会の議を経て、広報・ニューズレター編集委員会委員を委嘱する。

第9条 研究の相互交流、振興のため理事長は常任理事会の議を経て、研究委員会委員を委嘱する。

第10条 学会の出版企画のため、理事長は常任理事会の議を経て、出版企画委員会委員を委嘱する。

第11条 国際交流推進のため、理事長は常任理事会の議を経て、国際交流委員会委員を委嘱する。

## 大会

第12条 常任理事会は大会の企画、運営に責任を持つ。

大会開催校は総会の議を経て決定する。

大会開催校は大会担当常任理事と連携し、大会の企画、運営に協力する。

## 会議

第13条 本会の組織と運営に関する最終の決定は、総会の議決による。

定期総会は原則として毎年1回開催し、その他緊急必要のある場合、臨時総会を開く。

総会は正会員および名誉会員をもって構成し、議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。

ただし、本会の会則の変更については、出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

## 会員の資格停止・除名

第14条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の理事現在数の3分の2以上の議決を経て、総会の出席者の3分の2以上の議決により、資格停止あるいは除名することができる。

一 本会の倫理綱領に著しく違反したと認められるとき

二 本会に著しく損害を与えたと認められるとき

## 会計

第15条 本会の経費は会員の会費、寄付金および補助金などによって支弁する。

第16条 正会員の会費は当分の間、年額7,500円（ただし、在学中のものは年額4,000

円) とする。

2 海外会員の会費は年額 2,000 円 (ただし, 在学中の者は年額 1,000 円) とする。

3 賛助会員の会費は一口 20,000 円以上とする。

4 毎年 6 月末までに当該年度の会費を納入するものとする。

第 17 条 所定の会費を 3 年以上納入しないものは理事会の決議を経て退会扱いとすることができる。

第 18 条 名誉会員, 終身会員からは会費を徴収しない。

第 19 条 本会の会計年度は, 毎年 4 月 1 日に始まり, 翌年の 3 月 31 日に終わる。  
決算報告および予算案は総会において審議, 決定される。

#### 補 則

第 20 条 本会の事業およびその運営を円滑に行うために別に細則を設ける。

#### 附 則

1 本会則は, 1993 年 4 月 1 日から施行する。(1993 年 1 月 24 日制定)

2 本会則は, 1995 年 4 月 1 日から施行する。(1994 年 11 月 19 日改正)

3 本会則は, 1997 年 4 月 1 日から施行する。(1996 年 11 月 16 日改正)

4 本会則は, 1999 年 10 月 10 日から施行する。(1999 年 10 月 10 日改正)

5 本会則は, 2003 年 10 月 25 日から施行する。(2003 年 10 月 25 日改正)

6 本会則は, 2004 年 10 月 30 日から施行する。(2004 年 10 月 30 日改正)

7 本会則は, 2012 年 4 月 1 日から施行する。(2011 年 11 月 27 日改正)

8 本会則は, 2013 年 4 月 1 日から施行する。(2012 年 11 月 10 日改正)

9 本会則は, 2014 年 4 月 1 日から施行する。(2013 年 11 月 16 日改正)

10 本会則は, 2019 年 4 月 1 日から施行する。(2018 年 10 月 27 日改正)

11 本会則は, 2020 年 4 月 1 日から施行する。(2019 年 12 月 21 日改正)

# 日本青年心理学会会則細則

制定 1994年11月19日  
最近改正 2013年11月16日

## 総則

第1条 日本青年心理学会会則第18条により本細則を定める。

## 総会

第2条 総会は理事長が召集する。

第3条 総会には次の議題を提出しなければならない。

- ・事業年次報告および収支決算の承認
- ・事業計画および収支予算の審議
- ・次年度の大会の主催者ならびに計画の決定
- ・役員改選年度においては、選挙結果の報告

第4条 総会に議案を提出しようとする者は、提案責任者氏名、議題、提案理由の趣旨を総会10日前までに文書をもって理事長に提出しなければならない。

## 役員選挙

第5条 選挙の管理事務は常任理事会がこれにあたる。常任理事会は役員改選年度7月1日現在の会員名簿によって選挙台帳を作成する。

第6条 理事は12～15名とし、うち12名は正会員および終身会員、名誉会員の互選によって選ばれる。

監事は2名とし、正会員および終身会員、名誉会員の互選によって選ばれる。

第7条 理事および監事選挙は無記名投票による。投票は所定の投票用紙を用いる郵便投票とし、指定の日付までの消印のあるものをもって有効とする。

第8条 理事の投票は5名連記とする。ただし、不完全連記の場合も有効とする。

監事の投票は単記とする。

第9条 理事および監事の当選の決定は得票順とし、同点の場合は抽選による。欠員の生じた場合は、次点者をもって補いその任期は前任者の残りの期間とする。

## 理事長・常任理事選挙

第10条 理事長の選出は選挙された理事の互選によって行う。常任理事の選出は理事長の選出に引き続いて行う。

第11条 理事長の選挙は単記無記名投票による。投票総数の過半数の票を得た者を理事長とする。過半数を得た者がいない時は、得票の上位2名により決選投票を行い、得票数の多い者を理事長とする。

第12条 常任理事は5～8名とし、うち1名は理事長、4名は理事の互選による。

この4名の常任理事の選挙は2名連記、無記名投票による。当選の決定は得票順とし、同点の場合は抽選による。欠員の生じた場合は、次点者をもって補い、その任期は前任者の残りの期間とする。会務遂行のために必要な場合、理事長は常任理事会の議を経て、正会員および終身会員、名誉会員の中から常任理事1～3名を指名することができる。この常任理事は理事を兼ねる。

## 附則

- 1 本細則は、1995年4月1日から施行する。(1994年11月19日制定)
- 2 本細則は、1997年4月1日から施行する。(1996年11月16日改正)
- 3 本細則は、2010年4月1日から施行する。(2009年11月16日改正)
- 4 本細則は、2014年4月1日から施行する。(2013年11月16日改正)

# 日本青年心理学会倫理綱領

制定 2013年11月16日

## 前文

日本青年心理学会会員は、すべての人の基本的人権と尊厳に対して敬意を払い、これを侵さず、人間の自由と幸福の追求の営みを尊重し、青年心理学に関する研究および実践活動に携わる。そのため、常に専門家としての自覚をもち、自らの行為に対する責任を負う。研究・実践活動の協力者となる者に対しては、個人のプライバシー、秘密の保持、自己決定および自律性という個人の権利を尊重し、青年の健全な発達を損なわぬよう配慮する。このため学会会員は個人の権利や社会規範を侵すことのないよう努力し、個人に心理的苦痛や身体的危害を加える可能性をもつ行動に参加したり、それを認めたりしてはならない。

上記の精神に基づき、以下の条項を定める。

## 責任

第1条 会員は、自らの専門的業務が及ぼす結果に責任をもたなければならない。

## 権利と福祉の尊重

第2条 会員は、研究および実践の協力者、さらに共同で活動する同僚、学生その他の関係者の権利を侵害しないように最大限の努力を払わなければならない。

- 2 会員は、研究及び実践の協力者・関係者の所属する団体の規範や習慣・文化・価値観を尊重しなければならない。
- 3 会員は、研究及び実践の協力者・関係者の幸福や福祉を軽視してはならない。

## 説明と同意

第3条 会員は、研究や実践の実施に際して、その目的および具体的内容について協力者・関係者に説明し、文書または口頭で同意を求めなければならない。学校、職場、家庭、各種施設などにおいて研究や実践を行う場合には、当該現場の責任者の許可を得なければならない。また、関係者全員の同意を得るように努めなければならない。

- 2 研究や実践を実施する都合によって内容に関する事前の情報開示に制限を加える必要がある場合には、それが個人になんらかの負の影響を与えないように配慮し、実施後に速やかに事情を説明し、了解を求めなければならない。
- 3 研究や実践の協力者が、自らの意志で参加を拒否、途中で中断あるいは放棄できることを事前に説明しなければならない。ただしこの手続きは、協力者の発達水準や学校等の協力機関の実情に相応した形で行うように配慮をしなければならない。

## 研究・実践の実施

第4条 会員は、研究または実践に際して、協力者又は関係者の心身に不必要な、あるいは最少限以上の負担を掛け、又は苦痛若しくは不利益をもたらすことを行ってはならない。

- 2 研究や実践に際しては、それまでに蓄積されている成果を網羅的に参照し、その研究や実践の必要性を明確にしておかななければならない。
- 3 研究や実践における目的と方法は科学的・学術的な観点から見て妥当なものなければならない。また、その研究には科学的・学術的に有意義な知見が得られる具体的可能性がなければならない。
- 4 研究や実践の進行中にその活動が協力者の心身を脅かしていることに気付いた際には、その実施を直ちにとりやめ、事態の改善を図る処理を実行しなければならない。

## 査定の実施

- 第5条 会員は、協力者の人権に留意し、査定を強制し、若しくはその技法をみだりに使用し、又はその査定結果が誤用され、若しくは悪用されないように、配慮を怠ってはならない。
- 2 会員は、市販されている査定用紙や器具、説明書等の利用に際し、違法な複写や模造をしてはならない。
  - 3 会員は、査定技法の開発、出版又は利用に際し、その用具や説明書等をみだりに頒布することを慎まなければならない。

## 秘密保持

- 第6条 会員は、研究や実践の活動によって得られた情報については厳重に管理し、実施時に同意を得た本来の目的以外に使用してはならず、また同意を得た情報以外を利用してはならない。
- 2 会員は、研究結果や実践の成果の公表に際して特定個人の資料を用いる場合には、協力者の秘密を保護する責任をもたなくてはならない。会員をやめた後も、同様とする。
  - 3 研究終了後は、個人情報を廃棄する。

## 公開

- 第7条 研究や実践の成果については、各種学会大会や研究会などでの発表、論文や著書の公刊などを通じて、できる限り社会還元するように努力しなければならない。
- 2 研究結果や実践の成果を公開する場合には、研究のもたらす社会的、人道的、政治的意義に十分配慮し、専門家としての責任を自覚して行わねばならない。
  - 3 研究のために用いた質問紙、検査や資料等については出典を明記しなければならない。
  - 4 共同研究においては、共同研究者の権利と責任に配慮しなければならない。
  - 5 一般の人々に対して専門的意見を公開する場合には、公開者の権威又は公開内容について虚偽や誇張、歪曲がないようにし、公正を期さなければならない。また、公開した資料に重要な間違いを発見した場合には、資料の取り下げや訂正記事の発表などにより、間違いを修正しなければならない。
  - 6 既に発表した資料や論文を再度公開する場合には、その旨を明記しなければならない。既発表のデータに新たな分析を行った結果を公開する場合も同じである。

## 研鑽の義務

- 第8条 会員は、本倫理綱領を十分理解し、実行できるために研鑽する機会をもつように努めなければならない。

## 倫理の遵守

- 第9条 会員は、この倫理綱領を十分に理解し、これに違反することがないように努めなければならない。

## 附則

- 1 この倫理綱領は、2013年11月16日から1年間を周知期間とし、2014年11月16日から施行する。

# 日本青年心理学会名誉会員に関する申し合わせ

制定 1994年11月19日  
最近改正 2013年11月16日

- 1 日本青年心理学会会則第5条により次の通り申し合わせる。
- 2 名誉会員は本会の正会員の中から以下に定める手続きによって選考する。
- 3 理事長は、正会員から名誉会員候補者の推薦があった場合、これを常任理事会に諮らなければならない。
- 4 この名誉会員候補者が出席した理事の3分の2以上の同意を得た場合、理事会は総会にこの候補者を推薦する。
- 5 総会において出席者の過半数の賛成を得た場合、理事会の推薦は総会において承認を得たものとする。
- 6 名誉会員候補者を常任理事会に諮問する場合、および総会に推薦する場合、その略歴、主要研究業績および本会への貢献の資料を提示することとする。
- 7 名誉会員候補者は、原則として前年度末までに70歳に達した者とする。
- 8 会則第5条に規定する本会の運営に功績のあった者とは、原則として会則第3条の本会の目的達成に著しい貢献のあった者、本会の役員を9年以上歴任した者、およびこれに準ずる貢献のあった者をさすものとする。
- 9 新たに名誉会員となった者については、機関誌にその経歴および業績を紹介するとともに、名誉会員称号証書の交付を行う。
- 10 名誉会員は、大会参加費を無料とする。
- 11 名誉会員は正会員と同様に、機関誌に論文を投稿することができる。掲載に関する費用が発生する場合においても、その費用は請求しない。

## 附則

- 1 本申し合わせは、1995年4月1日から施行する。(1994年11月19日制定)
- 2 本申し合わせは、2013年11月16日から施行する。(2013年11月16日改正)

# 日本青年心理学会終身会員に関する申し合わせ

制定 2013年11月16日

- 1 日本青年心理学会会則第5条により次の通り申し合わせる。
- 2 終身会員は本会の正会員の中から以下に定める手続きによって選考する。
  - ・理事長は、満75歳以上、かつ正会員在籍年数20年以上の者で、本人の申し出があった場合、あるいは正会員から本人の了承を確認のうえ推薦があった場合、これを常任理事会に諮らなければならない。
  - ・理事会において出席した理事の3分の2以上の同意を得た場合、理事会は総会にこの候補者を推薦する。
  - ・総会において出席者の過半数の賛成を得た場合、理事会の推薦は総会において承認を得たものとする。
- 3 大会に参加する場合には、正会員と同様に、大会参加費を支払わなければならない。
- 4 終身会員は正会員と同様に、機関誌に論文を投稿することができる。ただし、掲載に関する費用が発生する場合は、費用を請求することがある。

## 附則

- 1 本申し合わせは、2014年4月1日から施行する。(2013年11月16日制定)



# 日本青年心理学会海外会員に関する申し合わせ

制定 2018年10月27日

- 1 青年心理学の学術の向上を図るために、広く世界各国の研究者に交流の場を提供することを目的とするものである。
- 2 日本青年心理学会会則第5条により次の通り申し合わせる。
  - ・連絡先を日本国外に置く外国籍の個人会員をその対象とする。
  - ・海外会員は、日本留学中に日本青年心理学会に入会し、留学を終えて帰国後も引き続き会員であることを維持する場合に適用される他、海外に在住するすべての外国籍の研究者を対象とする。
  - ・正会員と同様に、入会時に常任理事会による審査がある。
- 3 海外会員の会費は年額2,000円（ただし、在学中の者は年額1,000円）とする。
- 4 大会に参加する場合には、大会校の定める参加費を支払うものとする。その上で、研究発表、シンポジウム等に参加することができる。
- 5 海外会員は正会員と同様に、機関誌に論文を投稿することができる。ただし、掲載に関する費用が発生する場合は、費用は請求することがある。
- 6 機関誌は郵送しないが、ウェブページにおける論文等のデータを無料で閲覧することができる。
- 7 役員の実選権・被選権はないものとする。

## 附則

- 1 本申し合わせは、2019年4月1日から施行する。（2018年10月27日制定）

# 日本青年心理学会学会賞選考規程

制定 1998年11月8日  
最近改正 2014年11月1日

1. 日本青年心理学会学会賞は、青年心理学の研究を奨励するために設ける。本会の会員であって優秀な業績を発表したものに対して賞状および記念品を贈る。
2. 選考の対象は、原則として機関誌「青年心理学研究」に掲載された原著論文および資料論文とし、選考は、2年に1度（論文15本程度）を目途に行う。ただし、原則として、過去に第一著者として受賞した経験のある者が第一著者になっている論文は選考対象としない。
3. 選考は、被選考対象者を除く、理事長、名誉会員、理事、「青年心理学研究」編集委員の無記名投票による1次審査と、別に定める選考委員会による2次審査によって行う。
4. 選考委員会は、理事会が選出した理事長を含む5名で構成する。
5. 選考にあっては、次の観点から総合的に評定する。
  - \* (1) 成果の青年心理学への貢献度
  - \* (2) 論文展開の論理
  - \* (3) 論文の独創性、先駆性
6. 原則として、同一会員に第一著者として重ねて授与することはない。
7. 学会賞受賞者氏名および業績の題目は、総会において発表し、機関誌に掲載する。
8. 1次審査、選考委員会の2次審査については別に細則を定める。

- 附則
- 1 この選考規定は、1998年11月8日から施行する。
  - 2 この選考規定は、2008年11月9日から施行する。
  - 3 この選考規定は、2012年11月9日から施行する。
  - 4 この選考規定は、2014年11月1日から施行する。

## 申し合わせ事項

- ・第1回受賞対象は「青年心理学研究」第5号から第9号に掲載された原著論文とする。
- ・原則として2次選考委員の構成には「青年心理学研究」編集委員を含めない。
- ・選考の対象となる論文の著者および共著者は選考の委員となることができない。

# 日本青年心理学会学会賞選考規程細則

## I. 1次選考

### 1) 選考の対象

選考の対象は、原則として機関誌「青年心理学研究」に掲載された原著論文および資料論文とする。ただし原則として、過去に第一著者として受賞した経験のある者が第一著者になっている論文は選考対象としない。

### 2) 選考の時期

選考は、2年に1度（論文15本程度）を目途に行う。

### 3) 選考の方法

選考は、被選考対象者を除く、理事長、名誉会員、理事、「青年心理学研究」編集委員の無記名投票による。

投票は、3本連記、無記名投票とする。

投票の結果、上位3位までの得票を得た論文を2次選考の対象とする。

（3位に同点の論文があった場合、全てを2次選考の対象とする。）

### 4) 選考の基準

次の観点から総合的に評定する。

（1）成果の青年心理学への貢献度

（2）論文展開の論理

（3）論文の独創性、先駆性

## II. 2次選考：選考委員会

### 1) 選考委員会の構成

選考委員会は、理事会が選出した理事長を含む5名で構成する。

### 2) 選考委員の選出

理事長以外の選考委員の選出は、理事長、名誉会員、理事、「青年心理学研究」編集委員の無記名投票による。投票は、4名連記とする。投票の結果、上位4名と理事長により、委員会を構成する。また、選考の対象となる論文の著者および共著者は選考の委員となることができない。なお、原則として選考委員の構成には、対象論文が審査された期間の「青年心理学研究」編集委員を含めない。

## III. 2次選考

### 1) 選考の基準と方法

評価の基準は、60-70点：C、71-80点：B、81-90点：A、91-100点：Sを目安にし、次の観点についてそれぞれ100点、計300点満点で評定する。

（1）成果の青年心理学への貢献度

（2）論文展開の論理

（3）論文の独創性、先駆性

審査対象となる論文のうち、最も多くの委員が第1位とした論文が受賞の対象となる。

第1位とされた度数が同じ論文が複数ある場合は、その複数の論文の中で5名の委員の評定の合計得点が最も高い論文を受賞の対象とする。

## IV. 学会賞の授与

### 1) 賞状と記念品の授与と公表

学会賞受賞者氏名および業績の題目は、原則として総会において発表し、賞状および記念品を贈る。また、氏名および業績の題目を機関誌に掲載する。

### 2) 論文が連名である場合

連名の著者全員が受賞の対象となる。

### 3) 同一会員が重ねて受賞することの禁止

原則として、同一会員に第一著者として重ねて授与することはない。

## V. その他

1) 選考の経過は、ニューズレター、ホームページを通じて、逐次、会員に公表する。

# 日本青年心理学会慶弔規程

制定 2013年11月16日

第1条 会員に顕著な慶事があった場合に、学会として祝電を送り、ニューズレターに掲載することで慶意を表す。

第2条 名誉会員および理事長経験者、学会活動に多大な貢献をした会員が死亡した場合に、学会として次のような方法により弔意を表す。

- (1) 弔電を送る
- (2) 生花一对を供する
- (3) ニューズレターに掲載する
- (4) ニューズレターまたは機関誌に、略歴・業績を含めた追悼記事を掲載する

## 附 則

- 1 この慶弔規程は2013年11月16日から施行する。

## 日本青年心理学会慶弔規程に関する申し合わせ

- 1 第1条に規定する「顕著な慶事」とは、文化勲章や日本学士院賞の受賞等を指す。
- 2 第2条に掲げる4つの方法のいずれの方法を適用するかは、その都度理事長が判断して決める。また、その適用については遺族の意向も尊重する。

## 年次大会一覽

大会	期 日	開催校	大会委員長
第1回	1993年11月27日～28日	中央大学	久世 敏雄
第2回	1994年11月19日～20日	神戸大学	関 峯一
第3回	1995年11月4日～5日	愛知学院大学	久世 敏雄
第4回	1996年11月16日～17日	創価大学	西平 直喜
第5回	1997年11月8日～9日	名古屋大学	速水 敏彦
第6回	1998年11月7日～8日	関西大学	山下 栄一
第7回	1999年10月10日～11日	立教大学	大野 久
第8回	2000年10月8日～9日	大阪教育大学	秋葉 英則
第9回	2001年10月7日～8日	白百合女子大学	齋藤 耕二
第10回	2002年10月26日～27日	名古屋市立大学	後藤 宗理
第11回	2003年10月25日～26日	大阪大学	日野林 俊彦
第12回	2004年10月30日～31日	九州大学	高橋 靖恵
第13回	2005年10月29日～30日	静岡大学	原田 唯司
第14回	2006年9月30日～10月1日	愛知学院大学	二宮 克美
第15回	2007年11月10日～11日	広島大学	岡本 祐子
第16回	2008年11月8日～9日	横浜国立大学	高木 秀明
第17回	2009年11月22日～23日	兵庫教育大学	浅川 潔司
第18回	2010年11月27日～28日	至学館大学	浅野 敬子
第19回	2011年11月26日～27日	文京学院大学	伊藤 裕子
第20回	2012年11月10日～11日	武庫川女子大学	佐方 哲彦
第21回	2013年11月16日～17日	福島大学	五十嵐 敦
第22回	2014年11月1日～2日	名古屋大学	平石 賢二
第23回	2015年11月14日～15日	立教大学	大野 久
第24回	2016年11月26日～27日	滋賀大学	若松 養亮
第25回	2017年11月25日～26日	岐阜聖徳学園大学	高村 和代
第26回	2018年10月27日～28日	京都大学	溝上 慎一
第27回	2019年12月21日～22日	東京工芸大学	小沢 一仁

役員(2019.4～2022.3) (\*は常任, 五十音順)

< 理事長 > 大野 久 (立教大学)

< 理 事 >

小塩真司 (早稲田大学) \*  
 加藤弘通 (北海道大学)  
 佐藤有耕 (筑波大学) \*  
 白井利明 (大阪教育大学)  
 杉村和美 (広島大学) \*  
 都筑 学 (中央大学)  
 中間玲子 (兵庫教育大学)  
 平石賢二 (名古屋大学) \*  
 溝上慎一 (桐蔭学園)  
 三好昭子 (日本女子体育大学) \*  
 山田剛史 (京都大学) \*  
 若松養亮 (滋賀大学) \*

< 監 事 > (五十音順)

伊藤美奈子 (奈良女子大学)  
 伊藤裕子 (文京学院大学)

日本青年心理学会事務局

< 大学 > 〒157-8565 東京都世田谷区北烏山 8-19-1

日本女子体育大学 三好研究室内

TEL 03-3300-2826

E-mail: [seinenshinri@gmail.com](mailto:seinenshinri@gmail.com)

Website : <https://www.jsyap.org>

郵便振替 00940-6-273417 日本青年心理学会